

《全建総連リフォーム協会の入会要件のひとつ》

増改築相談員 新規研修会

住宅市場は、新築住宅中心から既存住宅のリフォームへと需要が変化しリフォーム市場はこれからますます発展し2025年には12兆円規模の産業になると予測されています。

増改築相談員は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが建設省（現・国交省）の指導のもとに昭和60年度に創設し、研修会では「関連法規・制度」や「トラブル事例とその対応」、「最近のトピックス」といった営業や施工に必要な知識を幅広く学習することができます。また、国交省から住宅リフォーム事業者団体登録を受けた『全建総連リフォーム協会』入会要件の一つになっています。消費者は、安心と安全を実行するリフォーム事業者を探しています。ぜひ、資格を取得して営業に活用し仕事確保につなげてください。

資格利用の参考例

- ★ 営業や説明でお施主様宅を訪問する際、登録証を明示し信用度を上げる。
- ★ 事業所に看板（有料）やステッカー（有料）を掲示。

受講資格：住宅の新築工事またはリフォーム工事に関する実務経験を10年以上有する方

申込方法：下記申込書に記入のうえ、FAX（0283-24-7617）または組合事務所に申し込みください。申込みした方には、本申込書と詳細をお送りします。

日時：平成30年11月13日（火）9時15分～19時00分

会場：鹿沼市職業訓練センター（鹿沼市上石川1465-4）

受講料：栃木建労組合員 22,000円（一般の方 27,000円）

※テキスト代・登録料含む。昼食の用意はありません。

申込締切り：平成30年10月12日（金）必着

キ-リ-ト-リ

◇増改築相談員研修会仮申込書◇ 申込日 平成30年 月 日

支部名	フリガナ 氏 名
案内送付先 〒 —	電 話 — — FAX — —